

# 淡路広域水道企業団情報公開審査会規則

平成 23 年 5 月 9 日  
規 則 第 3 号

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、淡路広域水道企業団情報公開条例（平成 13 年淡路広域水道企業団条例第 5 号）に定めるもののほか、情報公開審査会（以下「審査会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

**第 2 条** 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

**第 3 条** 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

**第 4 条** この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(初会議の招集)

2 この規則の施行の日以後最初に招集される審査会の会議は、第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、企業長が招集する。